

令和4年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価について

令和5年6月30日

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、令和4年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画について自己評価を以下の通り実施した。

評価項目	評価指標	調達等合理化計画 実績及び自己評価
2. 重点的に取り組む分野 (1) 競争性のない随意契約の一層の見直し	件数割合: 23% 金額割合: 6%	<p>国立文化財機構の事業に不可欠であり、かつ競争性のない随意契約によらざるを得ない文化財購入に係る契約を除き、過去5年度分の契約総数に対する競争性のない随意契約の割合を目標値とし、これを超えないことを目標とする。</p> <p>件数割合は28.52%、金額割合は8.62%となり、件数割合及び金額割合で達成していない。第5期中期目標期間(令和3年度～7年度)全体を通じて、件数割合及び金額割合ともに前中期目標期間中(平成28年度～令和2年度)の契約件数に対する競争性のない随意契約の件数割合及び金額割合を達成できるよう、引き続き契約における競争性の確保に努める所存である。具体的な改善取組として、特命随意契約のうち、特定物品等の保守業務については真に他の参加者がいないか確認するため、原則事前公募型随意契約に移行する。また、価格の適正性等について、契約監視委員会の意見を踏まえ、今後の対応を継続的に検討していく。</p>
2. 重点的に取り組む分野 (2) 一者応札・応募になった契約の一層の見直し	当該取組の結果、一者応札・応募が改善された件数 聞き取りを行った件数	<p>従来から自主的措置として公告期間の拡大等に取り組んできたが、今後は以下の取組を徹底していくことにより一者応札・応募の一層の削減を目指す。</p> <p>入札の早期実施：応札業者の準備期間を十分に確保するため、入札時期を早期化し、入札参加者が増加するよう改善に取り組む。</p> <p>事後点検体制の整備：事前に問合せのあった業者、仕様書を受領したものの入札を辞退した業者に対し、応札・応募を行わなかった理由の聞き取りを行い、仕様書や入札参加資格の見直しを検討する。</p> <p>一者応札・応募が改善された件数は2件であった。</p> <p>また、応札・応募を行わなかった理由の聞き取りは135件実施した。各施設において防止対策として聞き取り等を実施しているが、企業側にも参加できない相当の理由があり、効果的な対策は容易ではないが少しでも改善に努める。</p>
3. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 随意契約に関する内部統制の確立	調達合理化等検討会による点検件数等	<p>新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された調達合理化等検討会に報告し、独立行政法人国立文化財機構会計規程第16条における「随意契約によることができる場合」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p> <p>ただし、緊急の必要による場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。</p> <p>文化財購入や継続案件を除いた特命隨契59件について実施し、随意契約が妥当と判断した。</p>
3. 調達に関するガバナンスの徹底 (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組	研修の実施結果	<p>当法人では、調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、会計系職員を対象とした研修を定期的に行う。</p> <p>研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。また、マニュアルの内容について、新制度の導入や規程等の改正を反映させるべく必要に応じて改訂を行う。</p> <p>調達事務マニュアルを作成すると共に、令和4年11月25日、28日に令和4年度会計系職員研修を実施し、各施設から49人が参加した。マニュアルについては、隨時改定を行う予定である。</p>